

令和5年度 灰溶融固形化施設公害防止協議会 次第

日 時 令和6年3月18日（月）午後3時30分から  
会 場 両津大川集落センター

1 開会

2 議題

(1) 施設の各種測定結果について

(2) その他

3 閉会

## 令和4年度ダイオキシン類等測定結果

※ダイオキシン類は年1回の測定・ばい煙濃度は年2回の測定

項 目	単 位	国基準値	自主規制値	令和2年度		令和3年度		令和4年度
				5月11日測定	11月13日測定	5月17日測定	11月13日測定	
ばいじん※1	g/m <sup>3</sup> N	0.15 以下	0.03 以下	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	施設廃止のため測定無し
硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> ) 排出量	m <sup>3</sup> N/h	※2	※2	0.0012 未満	0.0027	0.0015 未満	0.0015 未満	
塩化水素(HCL)※1	mg/m <sup>3</sup> N	700 以下	81 以下	5.6	13	6.4	12	
窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )※1	ppm	250 以下	100 以下	90	28	43	79	
一酸化炭素(CO)※1	ppm	100 以下	50 以下	5 未満	3 未満	2	2 未満	
項 目	単 位	国基準値	自主規制値	1月26日測定		5月17日測定		5月31日測定
排ガス中のダイオキシン類※1	ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	5 以下	0.1 以下	0.038		0.037		施設廃止のため測定無し
飛灰中ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1.5		0.77		
熔融スラグ中ダイオキシン類	ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	0.000000036		0		
土壌ダイオキシン類(大川地区)	pg-TEQ/g	1000 以下	1000 以下	9.2		11		11
土壌ダイオキシン類(羽二生地区)	pg-TEQ/g	1000 以下	1000 以下	2.3		2.2		2.9

※1 O<sub>2</sub> 12%換算値

※2 K値(17.5)を係数とし、排ガス量等で算出された値以下

### 【解説】

N: Normal(ノルマル)の頭文字、標準状態(0°C101.32kPa)のこと。

ppm: 100万分率。ある量が、全体の100万分のいくつかを占めるかを表すときに用いる。

ng: (ナノグラム)10億分の1グラム

pg: (ピコグラム)1兆分の1グラム

TEQ: 毒性当量=ダイオキシン類の実測濃度に毒性等価係数を乗じて得たもの

灰溶融固形化施設 周辺土壌ダイオキシン類測定箇所図



令和4年度 灰溶融固形化施設の放射性物質濃度等の測定結果

溶融飛灰等の放射性物質				
測定日	測定対象	測定結果 (Bq※3 /kg)		
		セシウム134	セシウム137	セシウム計
R2.0612	溶融飛灰	検出しない	22	22
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R2.09.08	溶融飛灰	検出しない	検出しない	-
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R2.12.04	溶融飛灰	検出しない	14	14
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R3.03.02	溶融飛灰	検出しない	検出しない	-
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R3.06.07	溶融飛灰	検出しない	13	13
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R3.10.08	溶融飛灰	検出しない	13	13
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R3.12.10	溶融飛灰	検出しない	検出しない	-
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R4.03.01	溶融飛灰	検出しない	検出しない	-
	溶融スラグ	検出しない	検出しない	-
	不燃物	検出しない	検出しない	-
R4.04~	施設廃止のため測定無し			

※ 検出しない 測定対象の核種ごとに定量下限値未満であることを示す

敷地境界の放射線量率	
測定日	測定結果 ( $\mu$ Sv/h) $\mu$ ※1 Sv※2
R1.09.30	0.06~0.08
R1.12.04	0.05~0.07
R2.03.30	0.06~0.08
R3.03.31	0.06~0.08
R4	施設廃止のため 測定無し

《注 釈》

※1 マイクロ ( $\mu$ )

基礎となる単位の百万分の1の量

※2 シーベルト (Sv)

放射線による人体への影響度合いを表す単位

※3 ベクレル (Bq)

放射性物質が放射線を出す能力を表す単位

※4 ノルマル (N)

標準状態 (0°C101.32 k Pa)を意味する

排ガスの放射性物質				
測定日	測定対象	測定結果 (Bq/m <sup>3</sup> N※4)		
		セシウム134	セシウム137	セシウム計
R2.11.12	煙突排ガス	2未満	2未満	-
R3.11.04	煙突排ガス	2未満	2未満	-
R4	煙突排ガス	施設廃止のため測定無し		

○佐渡市灰溶融固形化施設公害防止協議会開催要綱

平成26年4月1日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この告示は、灰溶融固形化施設（以下「施設」という。）に関する公害を防止するため、佐渡市灰溶融固形化施設に関する公害防止協定書（平成12年12月20日締結。以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、佐渡市灰溶融固形化施設公害防止協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協定書の適正な運用に関する事項
- (2) 施設の運営に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。

- (1) 施設周辺地区から選出された住民 7人以内
- (2) 環境対策課長
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める市の職員 6人以内

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して協議会への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 協議会に座長を定め、座長は、環境対策課長をもって充てる。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 協議会の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(開催通知)

第7条 市長は、協議会の開催通知、開催場所、協議案件その他重要な事項を前もって参加者に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 協議会の参加者及び関係者は、この協議会で知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会が終了した後も、同様とする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平29告示142・旧第10条繰上)

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第142号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第124号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。